

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」 骨子について

1 策定の趣旨

本アクションプランは、「徳島教育大綱」を踏まえるとともに、「徳島県教育振興計画（第 4 期）」の内容と整合を図り、徳島県の幼児教育の更なる振興・充実を図るための総合的な基本計画として位置づけている。

近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかになるなど、全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障することが求められていることから、現行の「アクションプランⅢ」の趣旨・方向性を引き継ぐとともに、社会の変化や国・県の動向及びこれまでの取組と課題を踏まえ、策定する。

2 実施期間

令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間

3 本県の幼児教育振興の方向性（目指す幼児教育）

- 人間形成の基礎を培う幼児教育
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育
- 全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

4 基本方針と重点項目

基本方針 1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

- 重点項目（1）幼稚園教育要領等の内容の理解促進
- 重点項目（2）教育・保育内容の充実
- 重点項目（3）教育・保育内容の評価
- 重点項目（4）教育・保育環境の整備
- 重点項目（5）安全教育の充実・安全管理の推進

基本方針 2 保育者の資質・能力及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

- 重点項目（1）教員育成指標等を踏まえた研修の充実
- 重点項目（2）研修体制の整備・充実

基本方針３ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

- 重点項目（１）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実
- 重点項目（２）幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進
- 重点項目（３）幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

基本方針４ 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障がいのある幼児や外国籍等の幼児など特別な配慮を必要とする幼児一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うとともに、保育者の専門知識の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

- 重点項目（１）幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実
- 重点項目（２）専門性のある相談・支援体制の整備
- 重点項目（３）関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築

基本方針５ 地域総ぐるみの子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

- 重点項目（１）各施設における子育て支援の充実
- 重点項目（２）預かり保育等の充実
- 重点項目（３）家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

５ 今後の予定

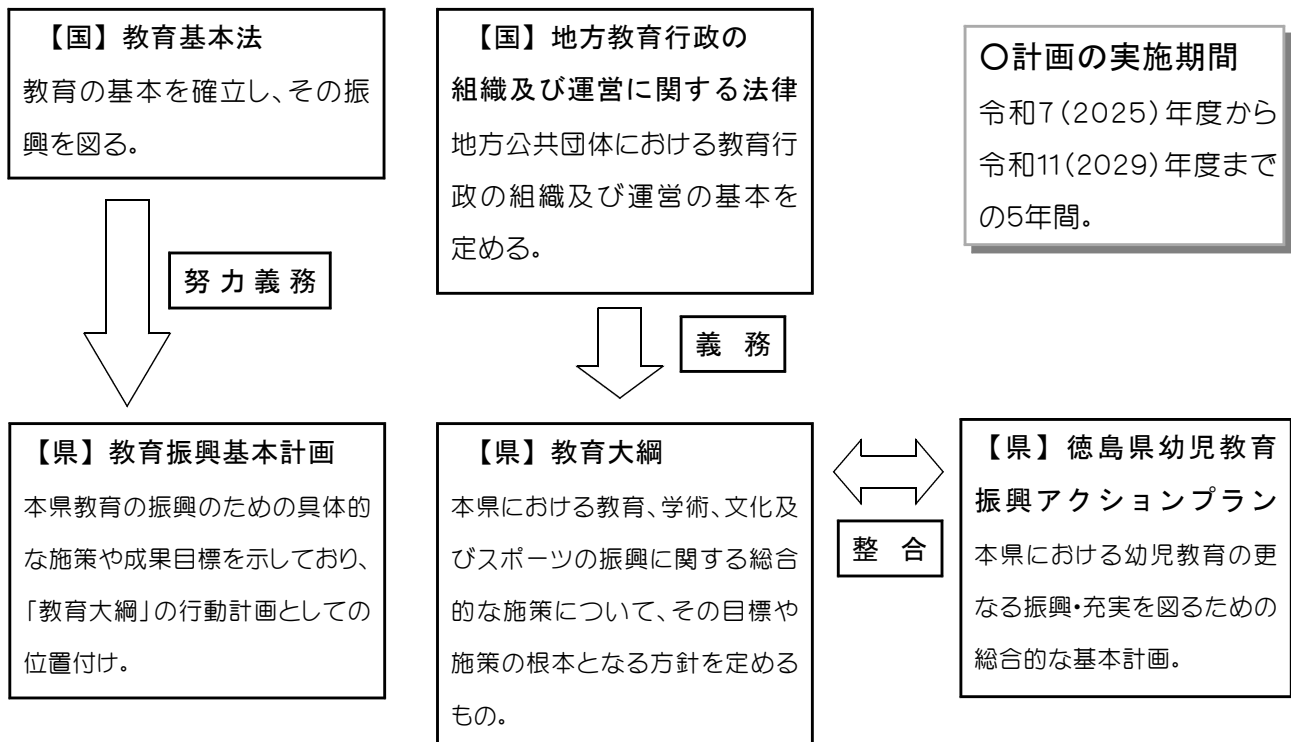
- | | |
|------|-------------------------------|
| １月上旬 | 第３回徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議 |
| ２月 | 県議会文教厚生委員会（案の報告）
定例教育委員会付議 |

※幼児教育の範囲

- ・ 幼児とは、小学校就学前の者を意味する。
- ・ 幼児教育とは、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである。
- ・ 具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりを持った概念としてとらえられる。

【参考資料】

○計画の位置付け



○徳島県幼児教育推進体制図

